

2. 歴史的経緯

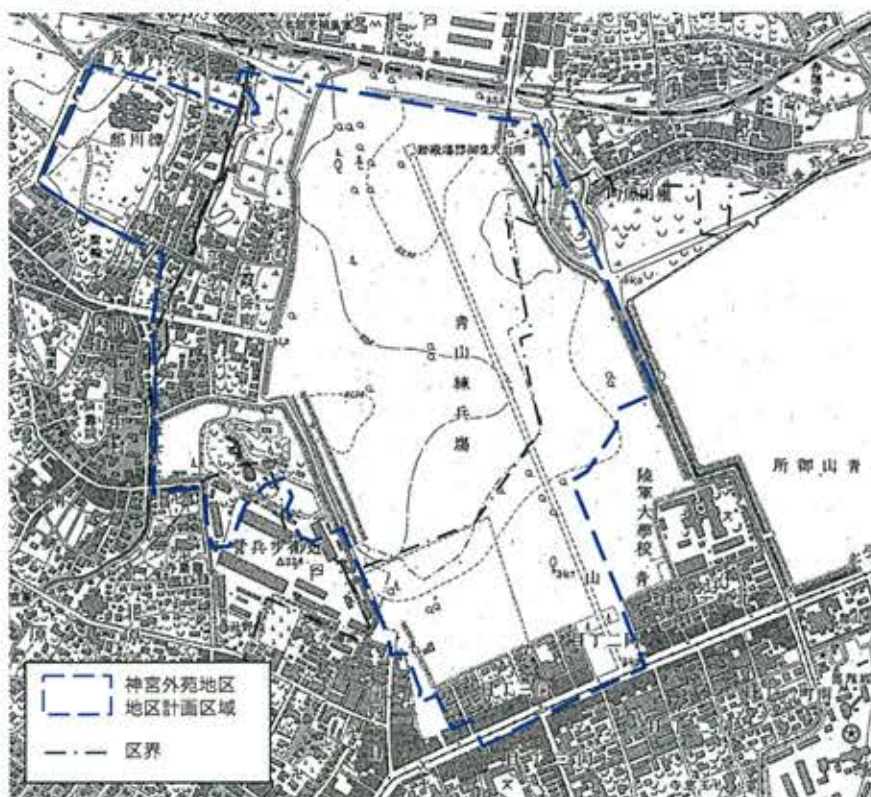
1) 地区の成り立ちと経緯

① 明治神宮外苑の創建

- ・神宮外苑地区は、旧青山練兵場跡地に整備された。青山練兵場は、1886（明治19）年から1909（明治42）年まで使用されていた。
- ・1912（明治45）年7月、明治天皇が崩御、同年9月、大喪儀が青山練兵場跡地で行われた。
- ・明治天皇崩御を受け、直ちに民間有志による明治神宮建立の請願運動が展開され、同年8月には「明治神宮は内苑と外苑で構成する、内苑は国費、外苑は国民の献費で造営する、内苑は代々木御料地、外苑は旧青山練兵場を適地とする」等の覚書が作成されている。
- ・1916（大正5）年、内務省に明治神宮造営局が設置、次いで財団法人明治神宮奉賛会が設立され、外苑の計画が本格的に進められることとなった。
- ・当初、記念建造物として、聖徳記念絵画館、葬場殿址記念物、憲法記念館、陸上競技場の4施設が想定されていた。この陸上競技場の計画が、神宮外苑がスポーツセンターの色合いを持つ最初のきっかけであった。
- ・1918（大正7）年、神宮造営局は外苑建設大体計画を作成し、外苑整備に着手した。外苑の造園の大きな特徴は、中央の大芝生地と青山通りから伸びる4列のいちょう並木である。外苑全体の植栽デザインの基本方針は、絵画館前大芝生地（中央広場）を核として、“中央は薄く、だんだんと同心円状に濃くなっていて外周植栽は濃密に”である。明るい園地を濃い緑で取り囲むという植栽パターン構成となっている。
- ・1920（大正9）年からは、造成工事に対する各地青年団の奉仕が開始された。この労に報いるため、翌年、日本青年館の設立が許可され、外苑敷地に日本青年館の建設が進められた。日本青年館は、1925（大正14）年に開館を迎えている。
- ・1923（大正12）年の関東大震災による工事中断等を挟みながら外苑の整備は進められ、1924（大正13）年、陸上競技場の竣工を迎え、直ちに第1回明治神宮競技大会が開催された。
- ・この頃、スポーツ熱の全国的な高まりを受け、当初計画を変更し、野球場・相撲場・水泳場・庭球場が建設されることとなった。なお、水泳場・庭球場は将来予定とし、建設予定地は庭園設計において定めることとされた。こうして神宮外苑は、大型スポーツ施設が並ぶスポーツ拠点地区としての性格を持って創建された。

1916（大正5）年頃

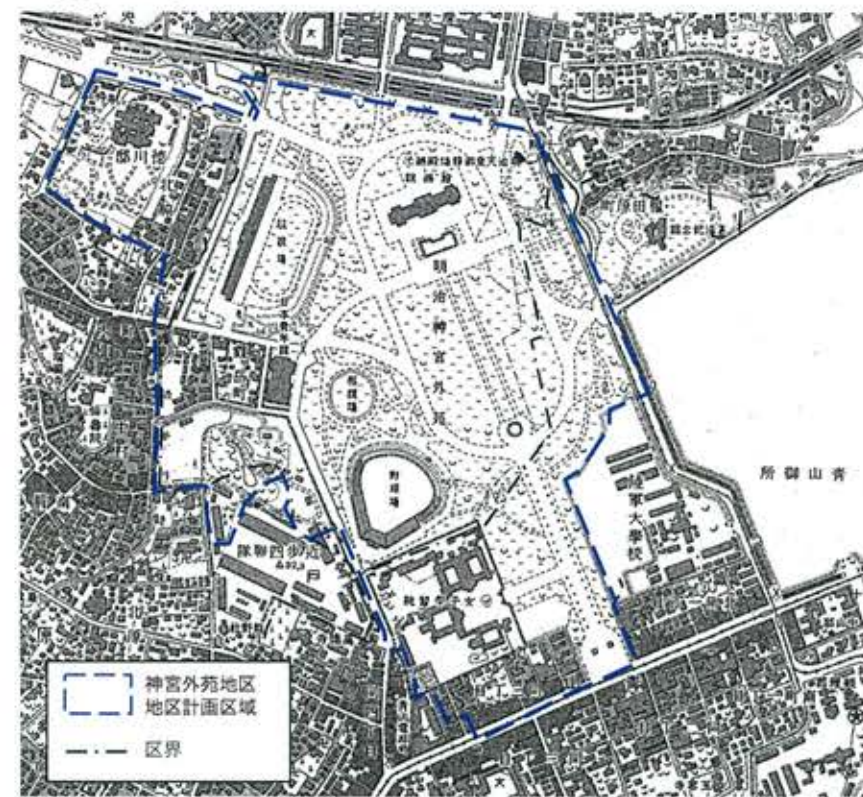
明治天皇大喪儀が旧青山練兵場で行われた。地区内西側（現外苑西通り沿い）は一般市街地が形成されている。



(国土地理院発行の1万分1地形図を使用)

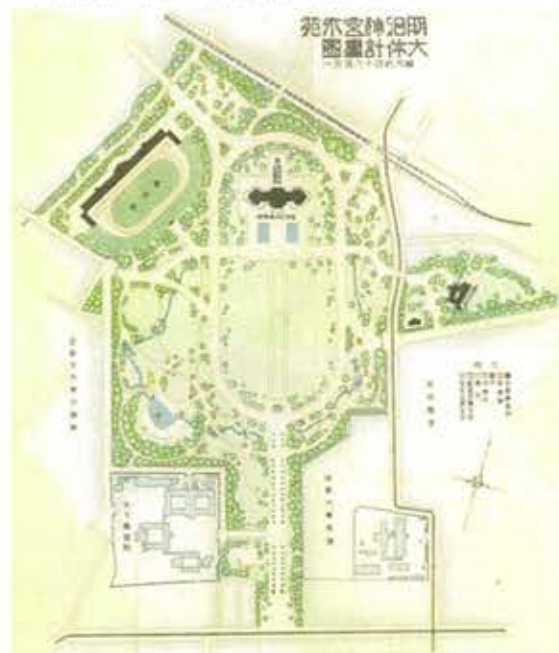
1928（昭和3）年頃

創建を迎えた明治神宮外苑には、陸上競技場、相撲場、野球場とスポーツ施設が並ぶ。



(国土地理院発行の1万分1地形図を使用)

明治神宮外苑大体計画図（当初計画）



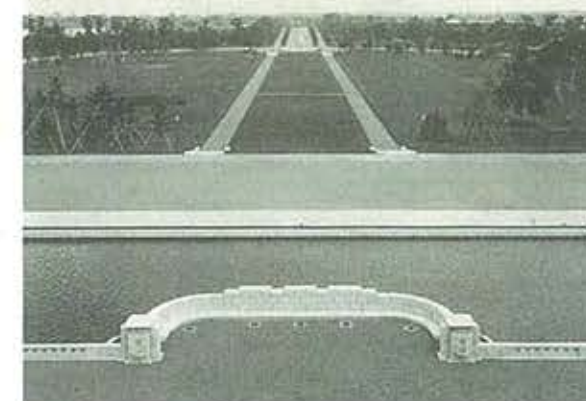
(出典：明治神宮外苑志)

創建時平面図



(出典：明治神宮外苑志)

伸びやかな芝生地の中央広場



竣工を迎えた日本青年館



(出典：2点とも明治神宮外苑七十年誌)

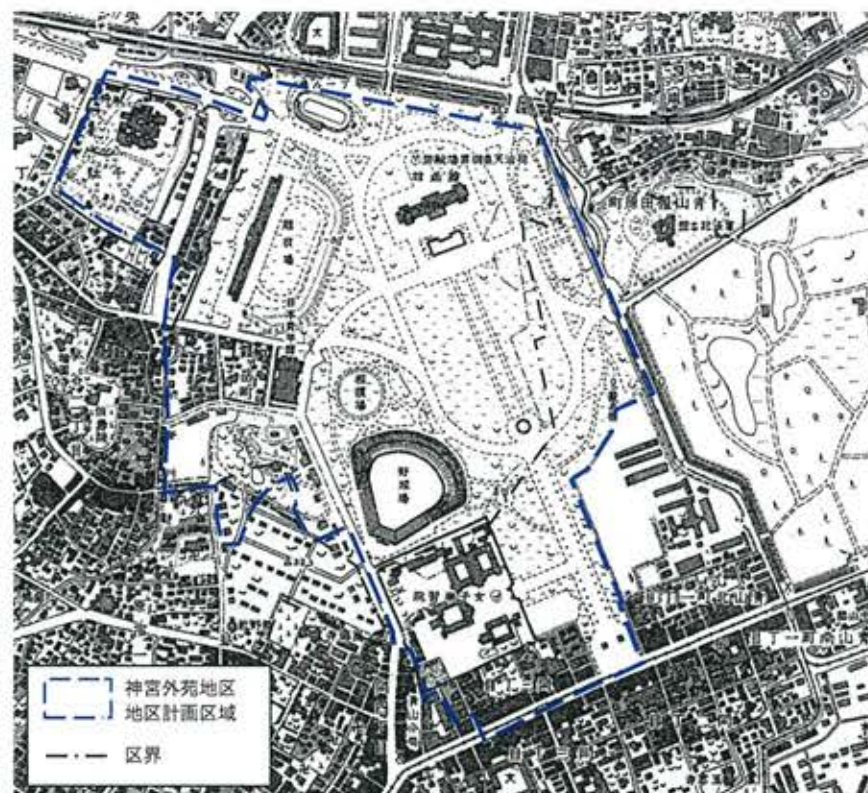
② スポーツ熱の高まり

- ・1926（大正15）年に創建された明治神宮外苑では、東京六大学野球リーグ戦、明治神宮体育大会、全国都市対抗野球大会が開催されるなど、スポーツ施設が大いに利用された。
- ・1930（昭和5）年に第9回極東選手権大会が開催された。競技場・相撲場・野球場に加え、水泳場も大会に使用できるよう整備することが決定された。同年3月に着工し、5月25日に仮竣工し、無事に大会会場としての役目を果たした。大会後、第2期工事を行い、翌1931（昭和6）年に竣工を迎えた。水泳場（神宮プール）は、以後、「水の殿堂」として親しまれた。
- ・野球熱の高まりは著しく、人気の早慶戦などでは入場できない観衆が球場を十重二十重に取り巻くような状況であった。秩父宮殿下より球場拡張の助言があり、神宮球場の拡張工事が行われることとなった。拡張工事は1931（昭和6）年に竣工し、スタンドの高さは従来の約2倍となり、5.8万人を収容する大球場となった。
- ・相撲場の不使用期間を利用してバスケットボールを行いたいという要望があり、組立式バスケットボール設備を相撲場に設置する工事が行われた（1933（昭和8）年竣工）。

③ 幻の1940年オリンピックと戦時体制

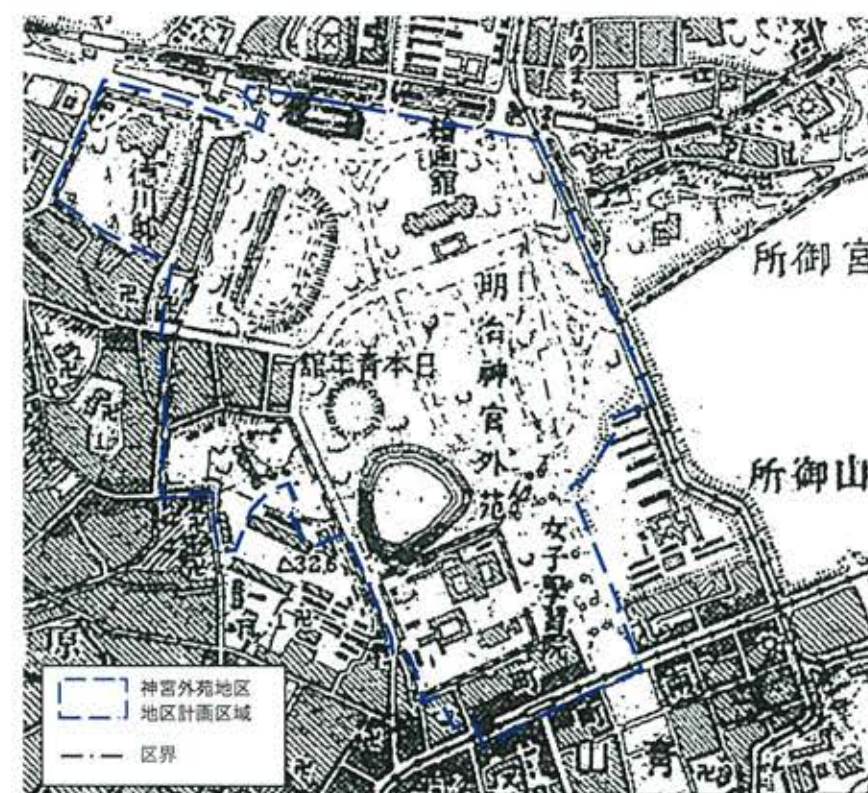
- ・1936（昭和11）年、主会場を神宮外苑として1940年のオリンピック開催地が東京に決定された。これを受けて競技場の大増築が計画されたが、内務省神社局の強力な反対があり、主会場は駒沢へ変更された（1938（昭和13）年）。さらに前年に勃発した支那事変が拡大したため、東京オリンピックは返上された。
- ・支那事変の勃発を受け、国家総動員体制へと移行し、外苑施設の運営も国策としての国民の体育向上に資することが求められるようになった。
- ・1941（昭和16）年12月8日、大東亜戦争が開戦、外苑は陸軍の陣地として使用されることとなった。やがて各種競技大会は中止され、また、兵舎の建設、防空壕の掘削、芝地の自給菜園への転用など、終戦に至るまで、外苑の環境は少なからぬダメージを負った。
- ・1943（昭和18）年10月21日、神宮競技場で出陣学徒壮行会が開催された。
- ・同年、東京府は、戦時中の国民の士気高揚のための錬成道場として使用するため、徳川邸の土地・建物（現東京体育館敷地）を買収し、錬成道場「葵館」として使用した。

1937（昭和12）年頃
水泳場の整備、神宮球場の拡張などが実施されている。戦前の神宮外苑のピークとも言える姿。



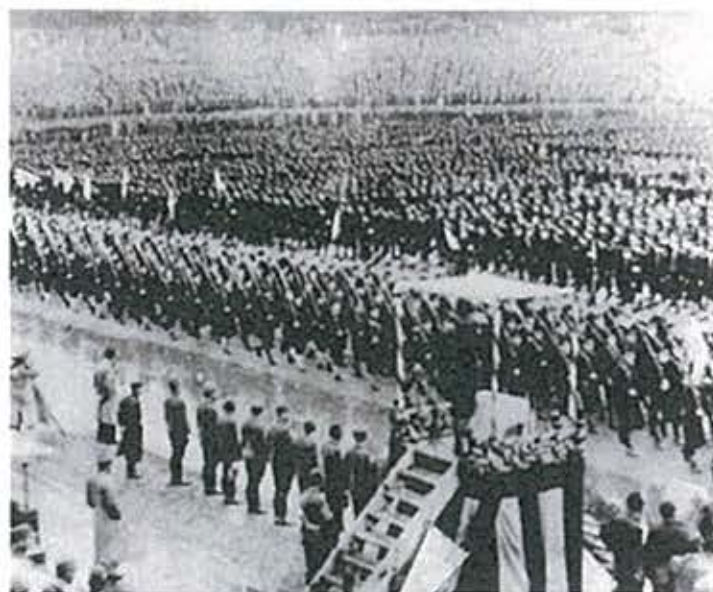
(国土地理院発行の1万分1地形図を使用)

1945（昭和20）年頃
終戦頃の神宮外苑。戦時中、神宮外苑は陸軍陣地として使用されており、各種競技大会は中止されていた。



(国土地理院発行の2万5千分1地形図を使用)

戦時期の神宮外苑



出陣学徒壮行会（1943年10月21日）
降りしきる秋雨の競技場で、銃を肩にした東京近郊77校の学徒数万人による分列行進が行われた。



女学生の勤労奉仕（1941年頃）
戦時中の人手不足を補うべく、延べ14.1万人の女学生が芝生の除草、苑内の清掃等に奉仕し、外苑の美化に協力した。

(出典：2点とも明治神宮外苑七十年誌)

④ 進駐軍による接収

- ・終戦後、1945（昭和20）年9月から、憲法記念館を除く外苑全施設が進駐軍により接収された。
- ・絵画館前の庭園（中央広場）は、鑑賞ないし修景を主目的としたデザインであったが、進駐軍はこれを利用芝生地と捉え、テニスコートやソフトボール場等に改変して利用した。[内山正雄・蓑茂寿太郎前掲書]
- ・進駐軍の使用しない時に限られるものの、六大学野球や水泳大会などが再開された。1950（昭和25）年には、神宮球場初のプロ野球日本選手権が開催された。
- ・1952（昭和27）年3月末、神宮外苑全面接収解除がなされた。なお、接収解除後の外苑の帰属について、国と明治神宮の間で激しい攻防戦が繰り広げられた。
- ・また、この期間の1947（昭和22）年に、戦災で消失した女子学習院跡地に秩父宮ラグビー場が整備されている（開場当初の名称は「東京ラグビー場」）。

⑤ 国際大会に向けた大型スポーツ施設の整備

- ・1952（昭和27）年3月末に接収解除がなされると、国と明治神宮との間で土地の帰属の問題が未解決だったこともあり、4月から庭園部分に進駐軍が整備したグラウンドを軟式野球場として貸出を開始した。なお、同年末、外苑は時価半額相当で払い下げることに決定した（日本青年館、女子学習院は除く）。
- ・1953（昭和28）年頃、東京都は旧葵館（徳川邸）跡地に都立体育館の建設を発表、1956（昭和31）年に竣工を迎えた。また1958（昭和33）年に体育館併設の屋内水泳場・陸上競技場も完成した。
- ・一方、1954（昭和29）年、アジア大会・オリンピック招致に向け国立の競技場を整備することが決定した。1956（昭和31）年12月、神宮競技場は明治神宮から国に譲渡され、翌1957（昭和32）年から競技場の解体と国立競技場の建設が進められた。国立競技場は、1958（昭和33）年3月に竣工した。
- ・1958（昭和33）年5月、第3回アジア大会が東京で開催された。竣工間もない国立競技場をはじめ、東京体育館・屋内水泳場・陸上競技場等が大会会場として使用された。
- ・また、1952（昭和27）年、現在のTEPIAの敷地に民間初のボウリング場である東京ボウリングセンターが開業している。
- ・1953（昭和28）年には、神宮球場にゴルフ練習場が併設されたが、2年弱で閉鎖されている。

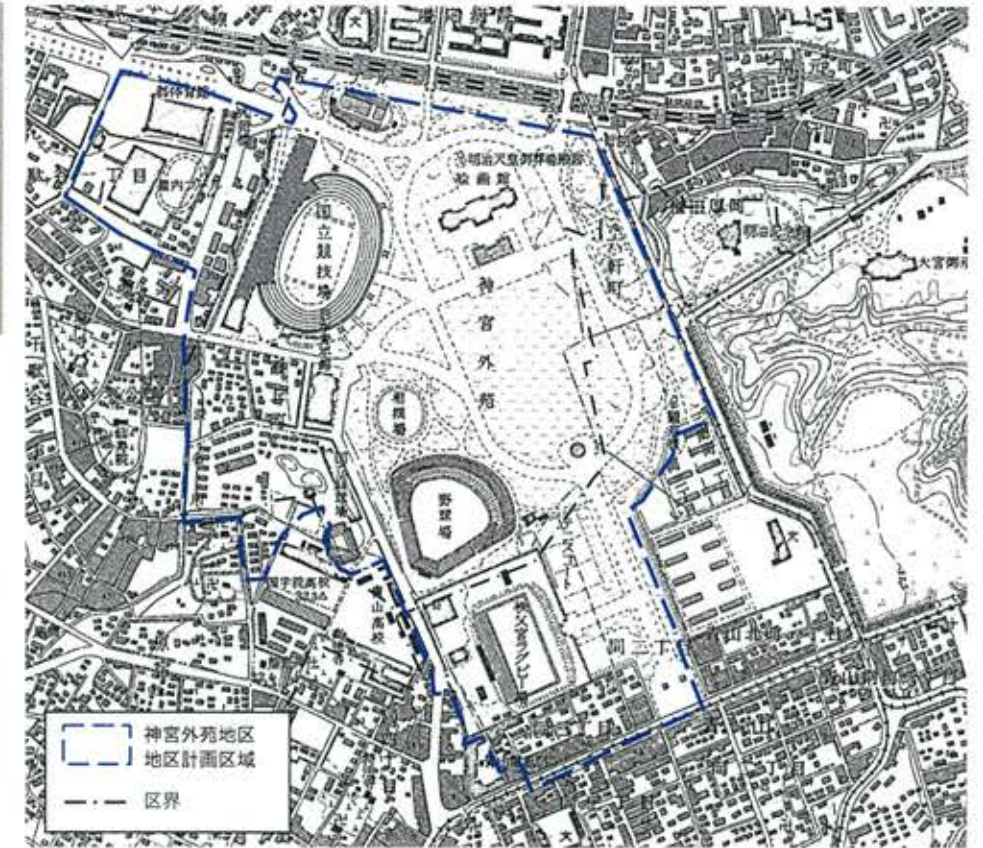
接収期間の神宮外苑
絵画館前の庭園に数多くのスポーツ施設を整備していることがわかる。



(出典：明治神宮外苑七十年誌)

1958（昭和33）年頃

国立競技場、東京体育館等が整備されている。外苑西通り沿いはまだ家屋が残る。外苑ではテニスコートが整備されている。



(国土地理院発行の1万分1地形図を使用)

絵画館前の中央広場に設置された照明施設



「STATESIDE PARK」と表示されたスコアボード



(出典：2点とも明治神宮外苑七十年誌)

旧東京体育館



(出典：東京体育館 HP)

完成当時の
国立競技場



(写真提供：独立行政法人日本スポーツ振興センター／協力：大成建設㈱)

⑥ 1964年オリンピック東京大会の開催

- ・1959（昭和34）年、1964年オリンピックの東京開催が決定した。国立競技場の拡張工事が行われ、1963（昭和38）年に完成した。また、東京体育館でも同様に収容力の増強が図られている。
- ・オリンピックに合わせて都市インフラの整備が進められた。神宮外苑地区周辺でも青山通りの拡幅（1963（昭和38）年）、首都高速4号線の整備（1964（昭和35）年）、信濃町歩道橋の設置（1964（昭和39）年）等の基盤整備が行われ、苑地の一部が譲渡されている。
- ・オリンピックでは、国立競技場（メインスタジアム）、東京体育館（体操・水球）、秩父宮ラグビー場（サッカー）、軟式球場（サブトラック）、神宮球場（野球、待機所、プレスルーム）、神宮プール（練習）など、多くの施設が大会に使用された。
- ・東京都による明治公園の整備も進められ、1964（昭和39）年10月～12月に開園を迎えている（こもれび広場・霞岳広場・四季の庭・東京体育館）。
- ・また日本住宅公団により、外国の報道関係者の宿舎として外苑団地（後の外苑ハウス）が1964（昭和39）年に整備されている。

⑦ 多様な市民スポーツの場の拡充

- ・アジア大会やオリンピックと前後して、神宮外苑地区では多様な市民スポーツの場の拡充が進められている。
- ・テニスコートは、1955（昭和30）年、中央広場の旧進駐軍バレーコート跡に1面を整備されていたが、改めて新設を図ることとされ、1957（昭和32）年に北テニスコート（12面）とクラブハウスが竣工、1959（昭和34）年には南テニスコート（8面）がオープンしている。また、軟式球場内にもテニスコートが整備されている。テニスコートは、その後も少しずつ増設されている。
- ・1952（昭和27）年の接収解除後から中央広場を利用して提供されていた軟式球場も1957（昭和32）年までに6面を数えるまでになっている。
- ・1961（昭和36）年、バレーボールコートとなっていた相撲場跡地に、神宮球場と近接して第二球場が完成した。1964（昭和39）年には球場の向きを変更する大改造がなされている。
- ・1963（昭和38）年、スケート場がオープンし、初心者教室から国際大会まで幅広く利用された。
- ・1972（昭和47）年、第二球場隣接地にゴルフ練習場とクラブハウスが整備された。また同年、神宮球場にも再びゴルフ練習場が併設されている（1981（昭和56）年まで営業）。さらに翌1973（昭和48）年には、第二球場にもゴルフ練習場が併設されている。

1963年頃の国立競技場周辺

(写真提供：独立行政法人日本スポーツ振興センター／協力：大成建設株)



オリンピック開会式



サブトラックとなった中央広場（軟式球場）



(出典：2点とも明治神宮外苑七十年誌)



テニスコートとクラブハウス



スケート場



第二球場の竣工



球場に併設されたゴルフ練習場



ナイター観戦を楽しむ

スポーツを楽しむ機会の充実

(出典：いずれも明治神宮外苑七十年誌)

⑧ スポーツ施設の室内化や新しいスポーツへの対応

- ・1964（昭和39）年、国鉄スワローズ（現東京ヤクルトスワローズ）が本拠地を神宮球場に移したのに伴い、中央広場に室内練習場が整備された。
- ・1977（昭和52）年、中央広場に打撃練習場が整備された。1988（昭和63）年にバッティングドームとして室内化されている。
- ・南テニスコートは、1988（昭和63）年に青山駐車場の上部を利用する形式に移行し、1993（平成5）年には室内化工事がなされた。
- ・1997（平成9）年、神宮プールの冬季利用としてフットサルコートへの改修がなされた（2003（平成15）年からは通年営業）。同年、中央広場のテニスコートもフットサルコート転用・兼用に改修されている。（プールを改修したフットサルコートは、（仮称）神宮外苑ホテルへの建替え計画のため2017（平成29）年8月に営業終了。）



室内練習場

（出典：明治神宮外苑HP）



バッティングドーム



室内テニスコート

（出典：明治神宮外苑HP）



プールを改修したフットサルコート

⑨ 都市的な施設の立地の進展

- ・1925（大正14）年に竣工した日本青年館の建て替えが行われ、1979（昭和54）年に竣工した。
- ・1980（昭和55）年、伊藤忠商事東京本社が日本橋から現在地に移転された。東京本社ビルはCIプラザと一体的に整備されている。
- ・1989（平成1）年、ボウリングセンター移転跡地に、TEPIA先端技術館が建設された。
- ・1986（昭和61）年に旧東京体育館の全面改築（建て替え）が着手され、1990（平成2）年の4月に新東京体育館がオープンした。
- ・2008（平成20）年、青山OMスクエア（日本オラクル本社）が伊藤忠商事東京本社ビルの隣接地に建設された。
- ・2010（平成22）年、京都造形芸術大学・東北芸術工科大学の東京拠点である外苑キャンパスが開設された。
- ・1988年（昭和63）年11月、青山休憩所のレストランの改装がなされ、オープンテラスのあるレストランとして新装開店し、人気を博した。また、1997（平成9）年11月、第1回神宮外苑いちよう祭りが開催されている（以後、毎年実施）。



新東京体育館



オープンテラスのレストラン



伊藤忠商事東京本社ビル

青山OMスクエア



外苑キャンパス



TEPIA館

⑩ 国立競技場の建て替えを契機とするまちづくりの機運

- ・ラグビーワールドカップでの使用等を視野に、国立競技場が建て替えられることとなり、2013（平成25）年5月、神宮外苑地区地区計画の都市計画決定と都市計画明治公園の変更がなされた。
- ・現在までに6地区で地区整備計画が策定され、整備が進められている。2017（平成29）年、その先陣を切って日本青年館・日本スポーツ振興センタービルが竣工・開業を迎えた。国立競技場の建て替えを契機として、本地区のまちづくりの機運が高まっている。

地区計画に基づくまちづくりの進展



A-2地区：
新国立競技場
完成予想パース

大成建設・梓設計・隈研吾建築都市設計事務所JV作成/JSC提供
注) パース等は完成予想イメージであり、実際のものとは異なる場合があります。
植栽は完成後、約10年の姿を想定しております。

絵画館を臨む首都
東京の象徴的な
ビスタ景を保全



A-4地区：
日本青年館・
日本スポーツ
振興センター
ビル

2) 都市計画公園の指定経緯

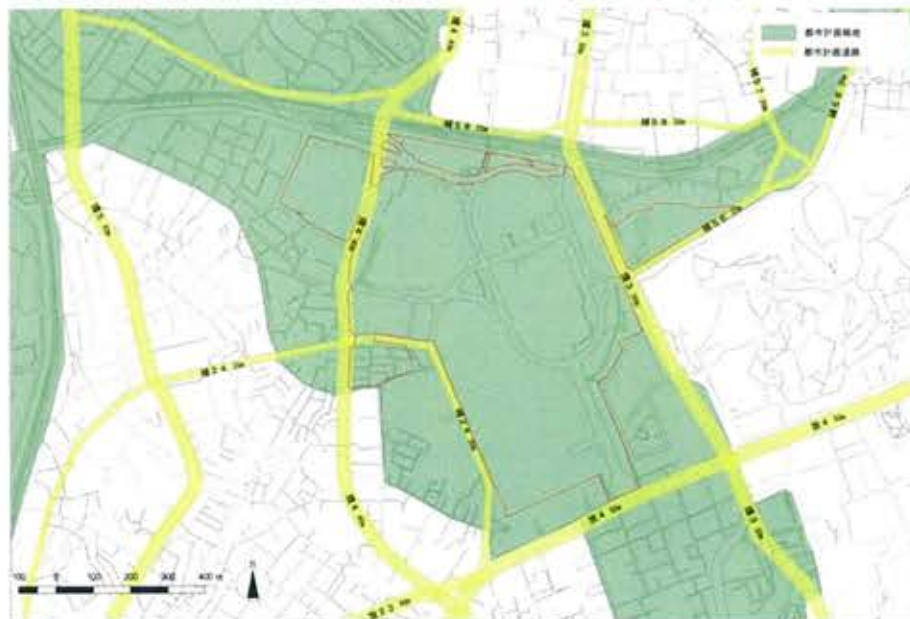
①東京復興計画緑地「内環状緑地」

- ・1946（昭和21）年4月、東京復興計画緑地「内環状緑地」が戦災復興院により告示された。青山墓地、神宮外苑、新宿御苑、明治神宮内苑、外濠等をつなぐ、都心部を取り囲む一連の緑地帯の一部として神宮外苑は位置づけられた。
- ・東京復興計画緑地は、それに先立つ1939（昭和14）年に策定されていた東京緑地計画を継承・拡張する形で立案されている。



(出典：都市計画協会「新都市」平成21年12月号)

東京復興計画緑地指定図「内環状緑地」 1946（昭和21）年4月



(出典：都市計画公園関連情報等調査委託 明治公園 報告書)

②東京特別都市計画公園「明治公園」

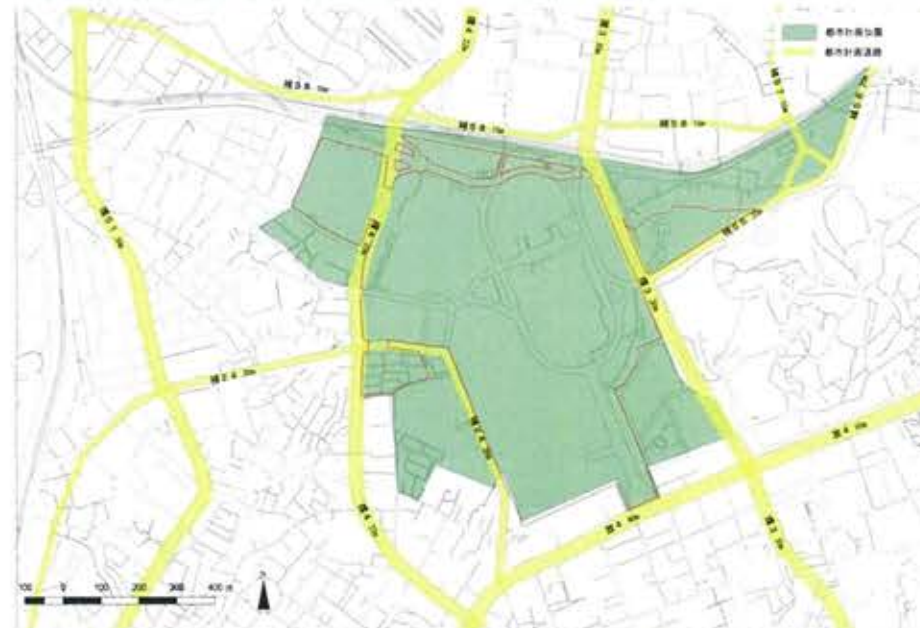
- ・1949（昭和24）年、ドッジ・ラインが打ち出され、同年6月「戦災復興都市計画の再検討に関する基本方針」が閣議決定された。再検討の結果、広幅員道路等と重複する部分等の公園緑地が廃止され、東京では当初計画の4割以上の大幅縮小となった。
- ・この見直しで、神宮外苑地区一体は大公園として「明治公園」の名称で都市計画に位置づけられた（1950（昭和25）年3月）。

戦災復興公園緑地整備事業再検討計画（1949年9月）

| | 当初計画 | 再検討計画 | 減少率 |
|---------|-------------|------------|--------|
| 東京 | 3,348.7 千坪 | 1,960.4 千坪 | 41.4 % |
| 名古屋 | 881.0 千坪 | 814.0 千坪 | 7.6 % |
| 大阪 | 813.8 千坪 | 654.0 千坪 | 19.6 % |
| 全国 | 11,631.7 千坪 | 9,755.1 千坪 | 16.1 % |
| うち東京を除く | 8,283.0 千坪 | 7,794.7 千坪 | 5.9 % |

(注)「戦災復興誌」による (出典：石田頼房『日本近代都市計画史研究』柏書房)

東京特別都市計画公園「明治公園」 1950（昭和25）年3月

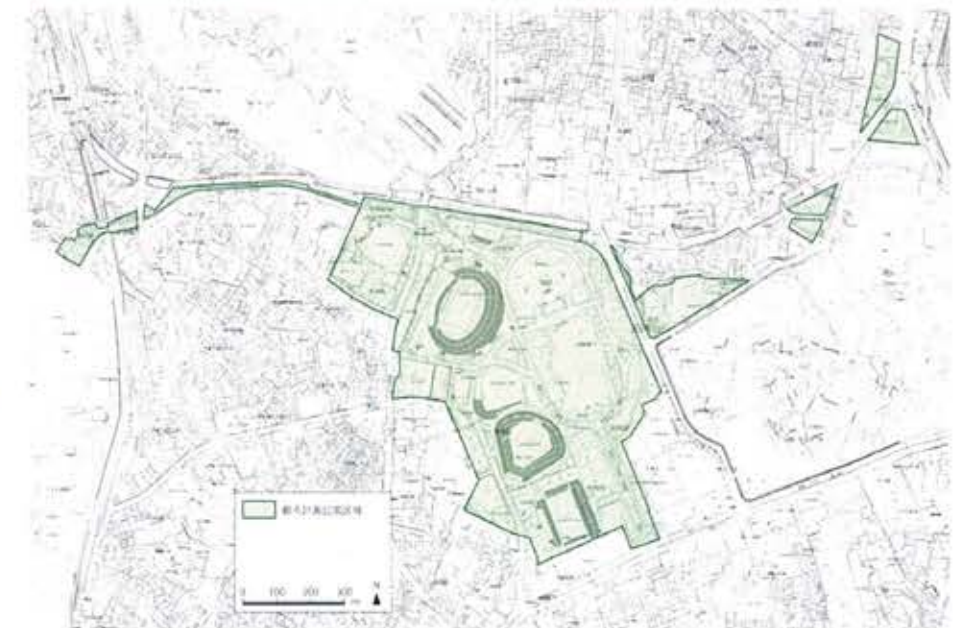


(出典：都市計画公園関連情報等調査委託 明治公園 報告書)

③東京都市計画公園「明治公園」

- ・1957（昭和32）年に、それまでの都市計画公園・緑地の全面的な再検討が行われた。従来の計画決定は廃止の上、改めて都市計画公園が決定され、「明治公園」は、約67.8ha（都市計画公園面積は都市計画公園原簿より。以下同様）の一般公園として都市計画決定された（1957（昭和32）年12月）。神宮外苑創建時に計画された内外苑連絡道路の一部（馬車道部分と内苑北参道部分）も都市計画公園明治公園に位置づけられている。
- ・全面的な再検討の最大の理由は、事業化の目途が立たない民有地に利用制限を課しておくことが都市計画に混乱をもたらし、その結果として無秩序な市街地の拡大を促進するという認識からであった。そこで導入されたのが、事業化を要しない計画の考え方であった。事業化を要しないものとして、社寺境内地、国の施設である公園、公有水面や河川敷などが新たに公園・緑地として計画決定された。明治公園についても、この考えに基づいて指定されたものと思われる。
- ・なお、1960（昭和35）年5月には、「都市計画決定公園及び緑地に関する都市計画法施行令第11条の2の許可取扱い基準及びその処理要綱について」の通達があり、その後、明治公園の外苑地区については、原則、都市公園と同種の公園的施設として扱われる場合に都市計画公園の許可を行っていた。

東京都市計画公園「明治公園」 1957（昭和32）年12月

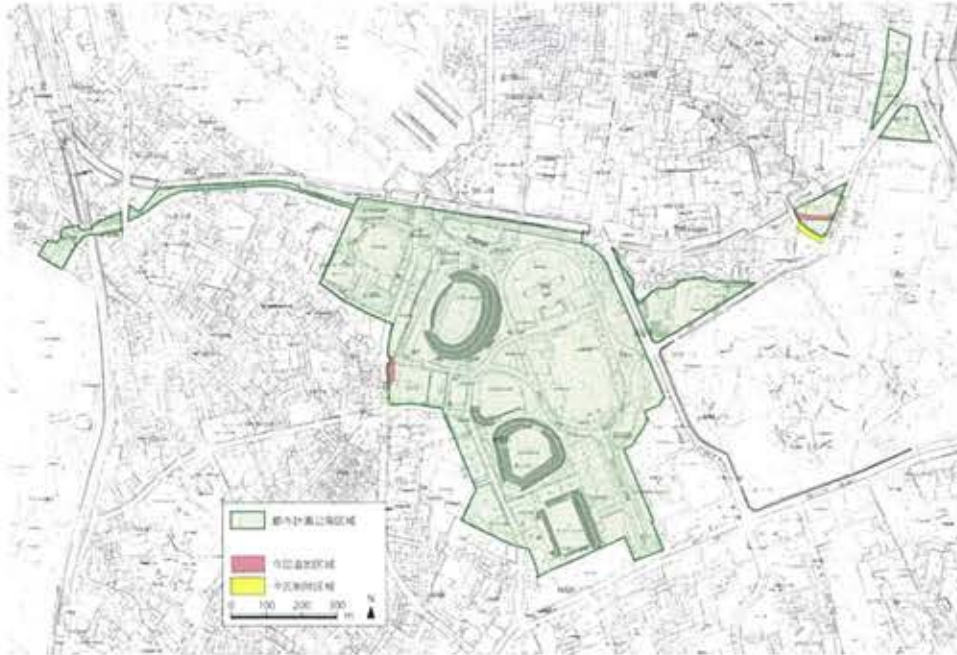


(議定図より作成)

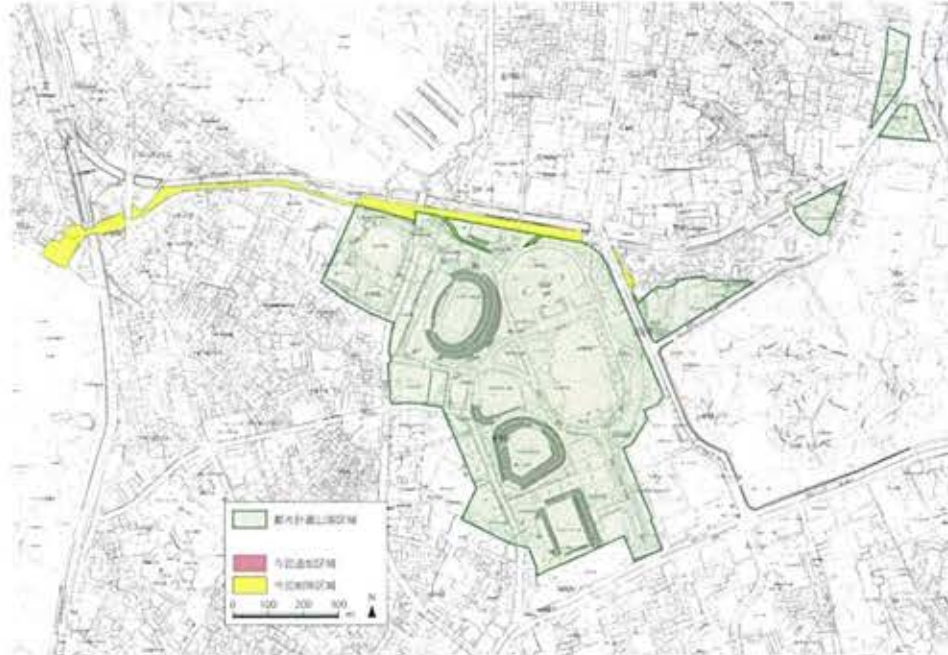
④ その後の都市計画公園の変更経緯等

- ・1960（昭和35）年～1961（昭和36）年にかけて道路整備等との調整を図る形の修正が行われ、面積が約64.5haとなっている。
- ・1976（昭和51）年、都市計画道路の公園区域からの除外、南元町公園の新宿区への移管、土地利用状況の変化等を受けた区域の加除を行った都市計画変更がなされ、面積は約58.5haとなった。

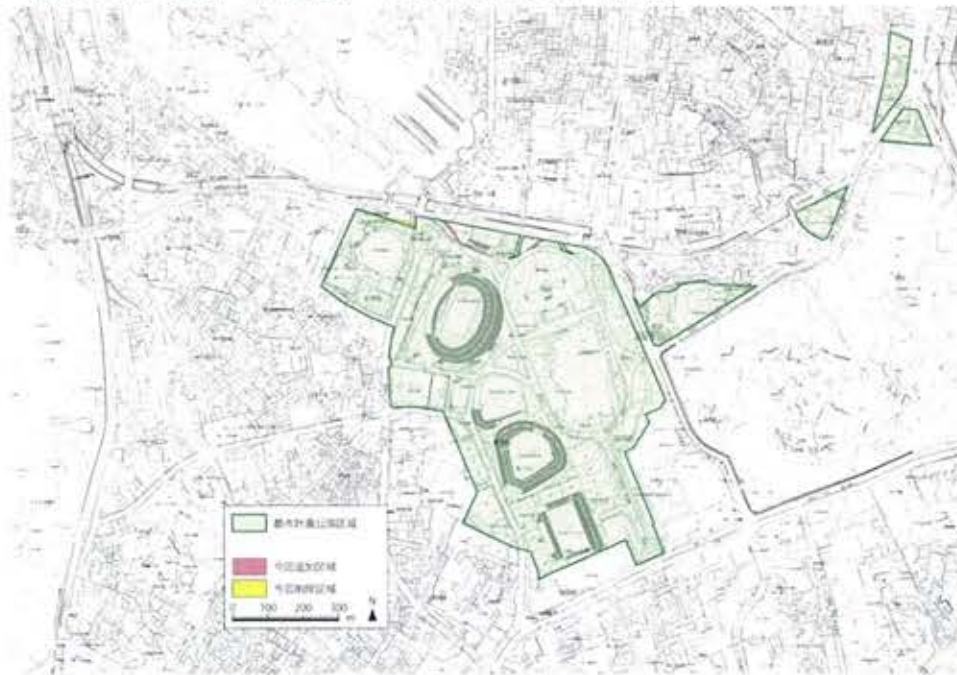
東京都市計画公園「明治公園」 1960（昭和35）年8月



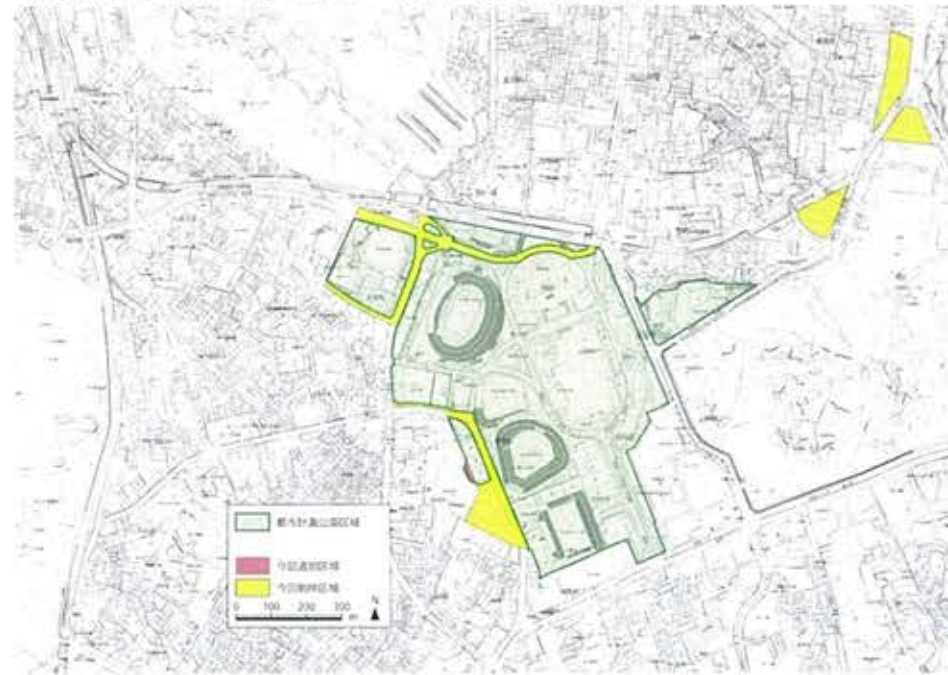
東京都市計画公園「明治公園」 1961（昭和36）年1月



東京都市計画公園「明治公園」 1961（昭和36）年12月



東京都市計画公園「明治公園」 1976（昭和51）年7月



(いずれも議定図より作成)

⑤ 都立明治公園の整備と開設

- ・1961（昭和36）年に開設された東京都オリンピック準備局オリンピック施設建設事務所において都立明治公園の整備が進められ、1964（昭和39）年10月から12月にかけて開園を迎えている。開園面積は、約10.5haであった。その後、1967（昭和42）年に一部区域（赤坂離宮前・若葉町地区）を新宿区に移管したため廃止し、面積は約7.5haとなった。
- ・新国立競技場整備に伴う一部廃園（2016（平成28）年1月）前の開園面積は57,309.34㎡である。

[※以上、都立明治公園の面積は『明治公園マネジメントプラン』に基づく]

新国立競技場整備に伴う一部廃園直前の都立明治公園の範囲

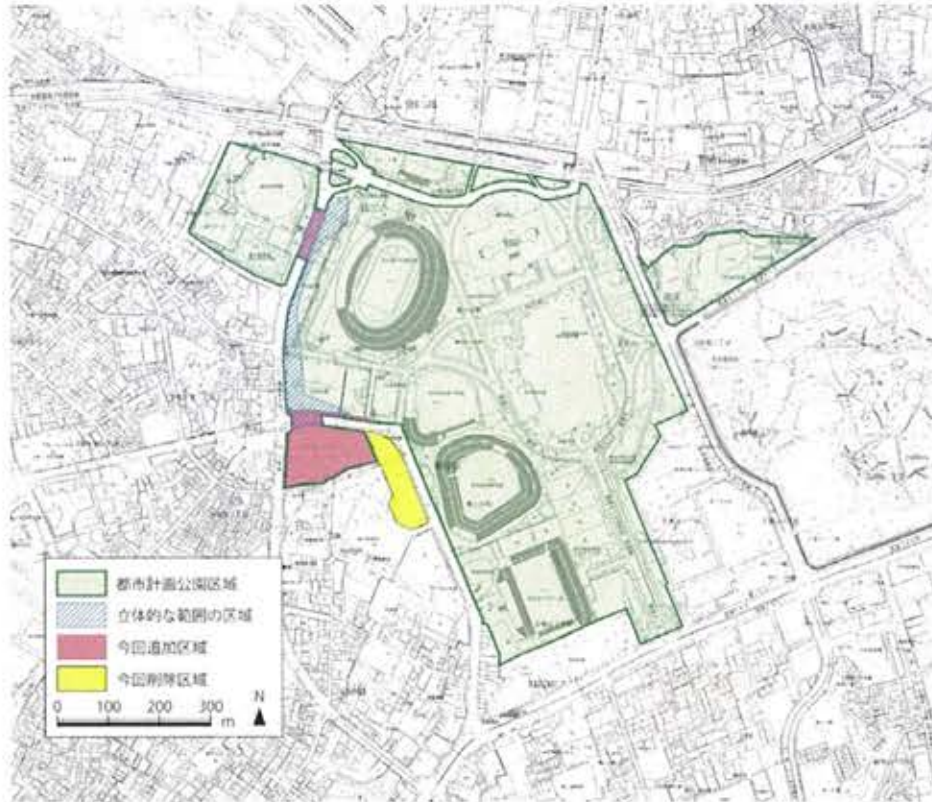


(出典：東京都建設局『明治公園マネジメントプラン』平成18年12月)

⑥ 神宮外苑地区地区計画と連動した立体公園の導入

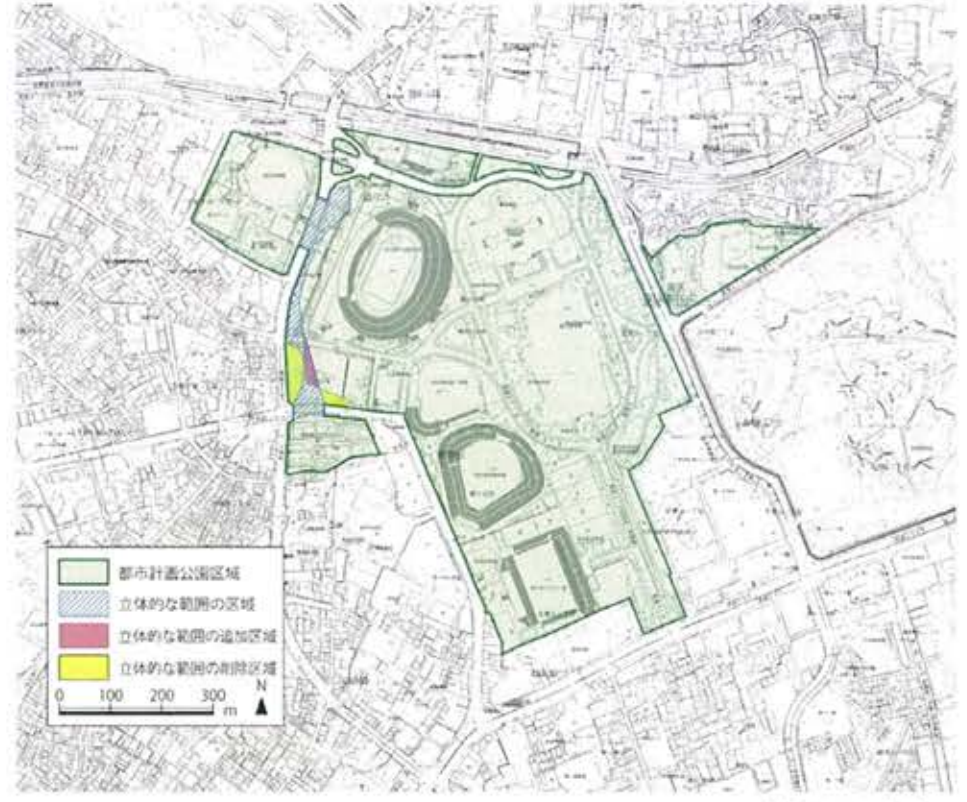
- ・国立競技場の建替えを契機として神宮外苑地区地区計画が策定されたのに合わせて、広場やバリアフリー動線の確保等の公園機能の向上を図るため、2013（平成25）年6月、都市計画公園区域の再編が行われた。面積は約58.5haのままで変更はない。
- ・また、新国立競技場の整備に当たり立体都市公園制度を適用することとして、都市計画に立体的な範囲（約1.8ha）を定めている。
- ・2016（平成28）年10月、霞ヶ丘町付近土地画整理事業の進捗等に応じ、旧都営アパート跡地の部分の都市計画公園区域の微修正が行われた。面積等に変更はない。
- ・2017（平成29）年11月、新国立競技場の周辺も含めたデッキ等の建築・整備の見直し内容を踏まえ、都市計画公園の立体的な範囲の一部が変更されている。都市計画公園面積に変更はないが、立体的な範囲の区域面積が1.8haから1.5haに変更となっている。

東京都市計画公園「明治公園」 2013（平成25）年6月



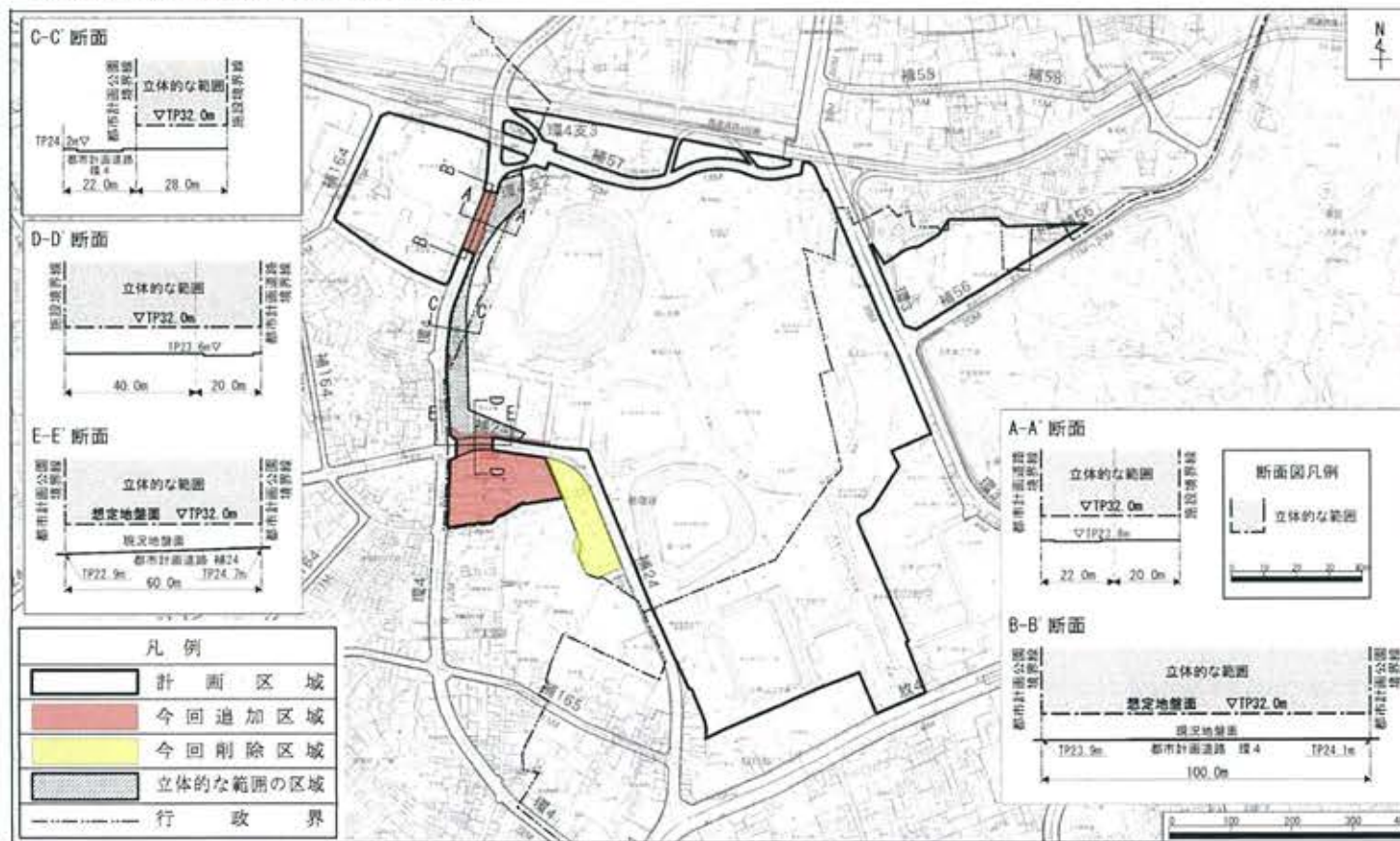
(議定図より作成)

東京都市計画公園「明治公園」 2017（平成29）年11月



(議定図より作成)

立体的な範囲の区域の概略（都市計画図書）



(出典：都市計画手続き資料)

変更部分拡大図



(出典：東京都都市計画審議会資料)

3) 風致地区の指定経緯

① 風致地区制度の創設と明治神宮内外苑風致地区の指定

- ・「風致地区」制度は、1919（大正8）年に制定された旧都市計画法の中で創設された。
- ・1926（大正15）年9月、わが国初の風致地区として「明治神宮内外苑風致地区」が指定された。具体的な指定区域は、内外苑連絡道路、表参道、代々幡明治神宮線の各道路の沿道奥行き10間（約18m）の範囲で、面積にして約27.6haである。
- ・本風致地区の指定意図は、明治神宮崇敬にふさわしい沿道の環境を維持するためとされる。なお、この指定の際、明治神宮外苑から国に対し、外苑青山口入口付近や表参道終点付近なども風致地区に編入することを希望し、受け入れられている。
- ・この時期の風致地区の管理（風致地区内における風致維持のための公用制限）に関しては、旧都市計画法施行令に基づき、東京府が1926（大正15）年10月に風致地区規程を公布している。なお、同規程は、風致地区の指定拡大に伴い1931（昭和6）年12月に改正されている。

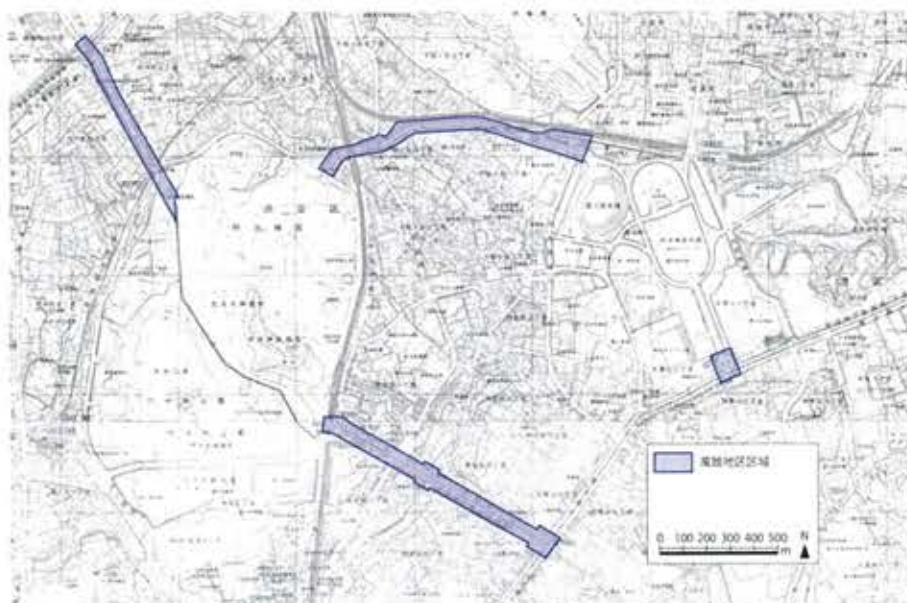
② 神宮外苑地区への風致地区の指定

- ・1951（昭和26）年12月、神宮外苑地区が風致地区に指定され、面積は約95.4haとなった。
- ・この指定は、時期的には、進駐軍による接収の全面解除（1952年（昭和27）年4月1日）を控える時期に相当する。
- ・風致地区の管理については、1946（昭和21）年10月に内務次官から風致地区取締の復活についての依命通牒がなされている。戦時特例で停止されていた風致地区の取締を再開する旨の通達で、これを受け、東京都は、1947（昭和22）年5月に東京都風致地区規程を公布・施行した。これにより、1926（大正5）年公布・1931（昭和6）年改正の風致地区規程は廃止されている。

③ 神宮内苑の風致地区指定

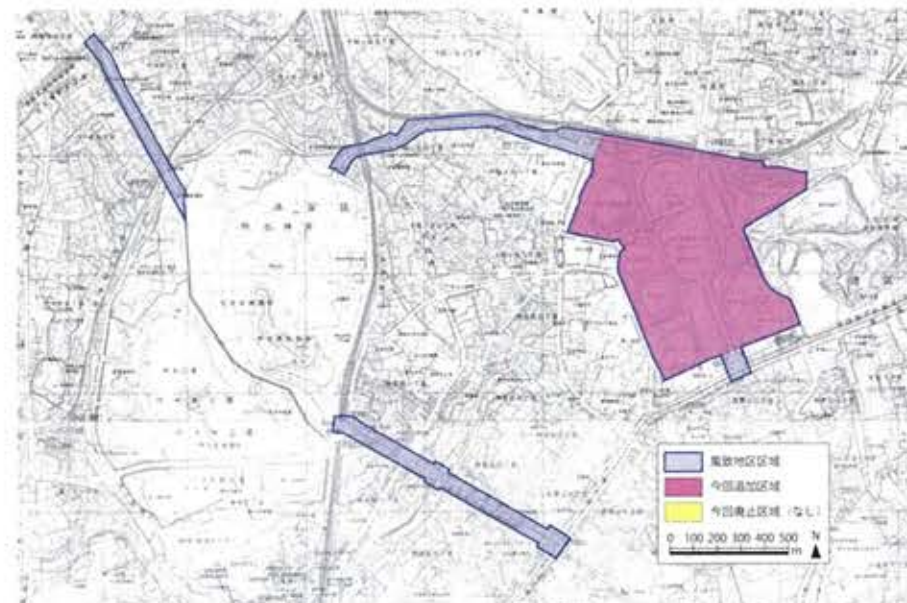
- ・1963（昭和38）年10月、明治神宮内苑や、外苑に隣接する東京体育館等の範囲が新たに追加された。また、表参道・裏参道の指定区域が、これまで道路境界から街区側へ幅18mの範囲で指定されていたものが、幅20mの範囲へと拡大されている。
- ・一方、土地利用状況の変化を踏まえ、南元町の建物密集地域、青山通りや甲州街道沿いの一部が廃止された。また、名称が「明治神宮内外苑付近風致地区」と改められている。
- ・1970（昭和45）年4月、東京都風致地区条例が制定された。風致地区の種別も定められ、神宮外苑は第2種に指定された（神宮内苑は第1種）。
- ・従来の風致地区規程では、すべての許可が裁量で行われていたが、風致地区条例では許可の基準が設けられ、土地形質変更の法高や、建築物の新改増築の際の建ぺい率、高さ、壁面距離などの数値が明記された。

明治神宮内外苑風致地区 区域図 1926（大正15）年9月



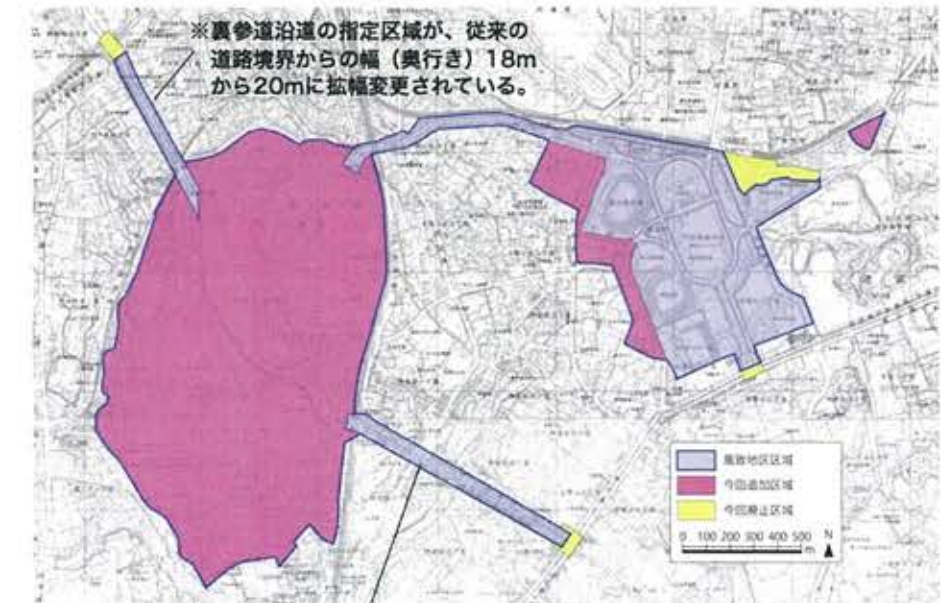
（風致地区指定改廃図（1981年3月）・明治神宮外苑志より作成）

明治神宮内外苑風致地区 区域図 1951（昭和26）年12月



（風致地区指定改廃図（1981年3月）より作成）

明治神宮内外苑付近風致地区 区域図 1963（昭和38）年10月



※表参道沿道の指定区域が、従来の道路境界からの幅（奥行き）18mから20mに拡幅変更されている。

（風致地区指定改廃図（1981年3月）より作成）

④ 当初指定の参道等の廃止

- ・1971（昭和46）年12月、土地利用状況の変化を踏まえ、表参道と裏参道の部分が廃止された。
- ・1977（昭和52）年11月、再び土地利用状況の変化を踏まえた見直しが行われ、内外苑連絡道路の部分が廃止され、現行の風致地区の区域となる。
- ・この変更により、1926（大正15）年に指定された風致地区の範囲は、ほぼ風致地区から除外されることとなった。面積は、約274.0haである。

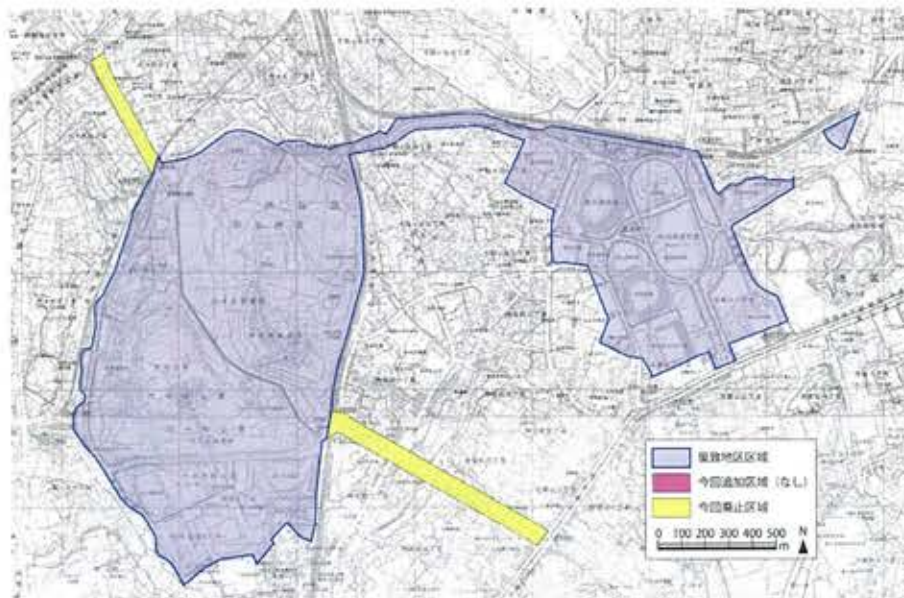
・以上の指定面積の変遷を整理すれば下表のとおりである。

明治神宮内外苑付近風致地区の変遷概要

| | 1926.9.14 当初指定 | 1951.12.17 変更 | 1963.10.1 変更 | 1971.12.1 変更 | 1977.11.4 変更 |
|-----------|---------------------------------|------------------|--|-----------------|-----------------|
| 区域面積 (ha) | 27.56 | 95.40 | 293.25 | 280.00 | 274.00 |
| 変更範囲等の概略 | 表参道・裏参道・内外苑連絡道路沿い(沿道奥行き10間=18m) | 神宮外苑の追加 | 神宮内苑・都体育館等の追加、表参道・裏参道沿道部分の範囲拡大(20m)、南元町・青山通り沿い・甲州街道沿いの廃止 | 表参道・裏参道の廃止 | 内外苑連絡道路の廃止 |

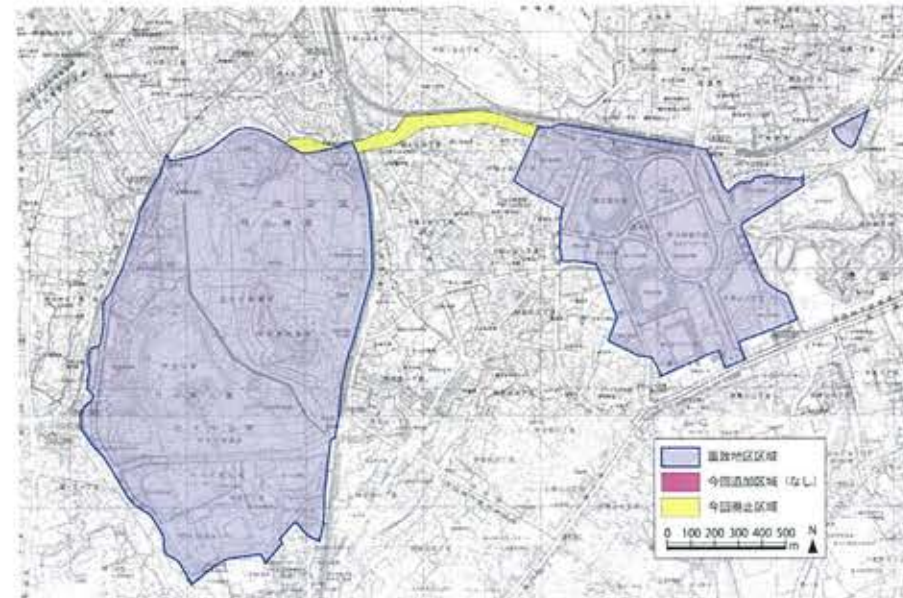
(風致地区決定及び変更経緯資料より作成)

明治神宮内外苑付近風致地区 区域図 1971（昭和46）年12月



(風致地区指定改廃図 (1981年3月) より作成)

明治神宮内外苑付近風致地区 区域図 1977（昭和52）年11月

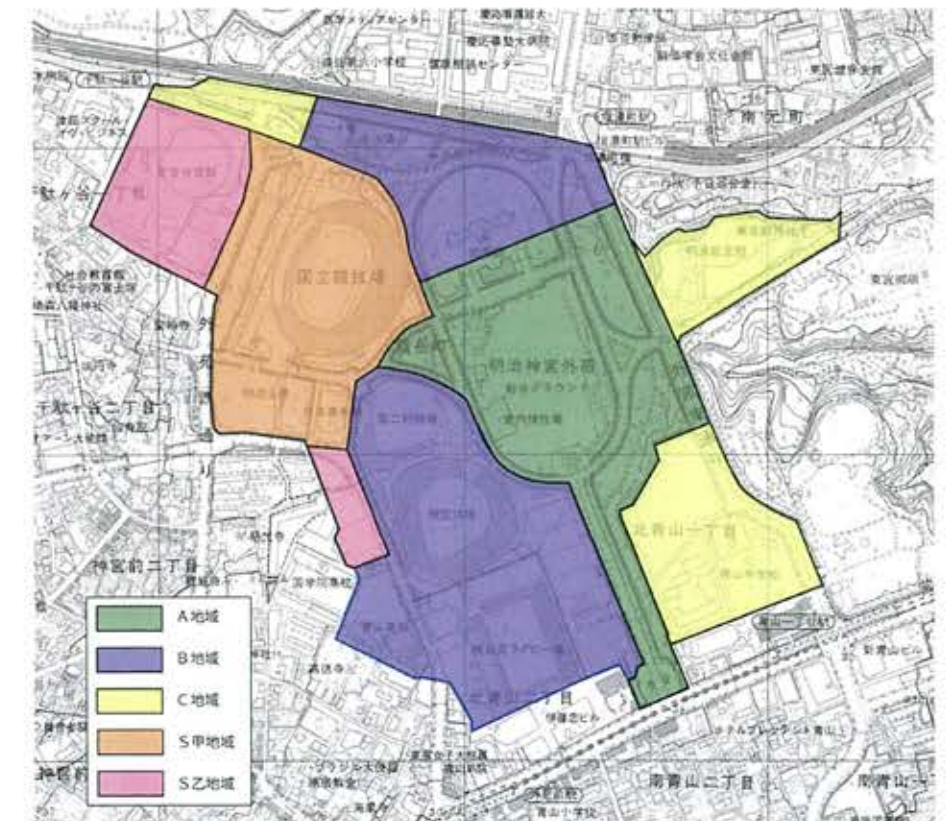


(風致地区指定改廃図 (1981年3月) より作成)

- ・その後、1982（昭和57）年、「東京都風致地区条例に基づく建築物許可取扱要領」が定められ、風致地区内を風致の状況等に照らしたA地域・B地域・C地域の3地域に区分することとし、地域区分に応じた審査基準により風致地区の運用を行うようになっている。
- ・さらに、2000（平成12）年、「東京都風致地区条例に基づく許可の審査基準」が制定され、風致地区内の地域区分がA地域・B地域・C地域・D地域の4種類に区分し、審査基準を定めるとともに、地区計画などまちづくり手法を適用している地域については、上記4区分によらない独自の審査基準を定められるS地域とすることができるものとした。なお、2014（平成26）年4月1日より、風致地区の許可権限が区市に移管されたことに伴い、同日をもって本審査基準は廃止されている（各区が定める審査基準に移行）。

- ・現在、神宮外苑地区については、下図のとおり地域区分が定められている。

地域区分図（明治神宮内外苑付近風致地区）



(新宿区資料より作成)